

番号	団体	事務所等所在地	寄附金控除対象期間	備考
1	更生保護法人大阪府更生保護協会	大阪府中央区大手前四丁目1番76号	令和2年1月1日から 令和12年10月1日まで	
2	更生保護法人近畿更生保護協会	大阪府中央区大手前四丁目1番76号	令和2年1月1日から 令和12年11月20日まで	
3	更生保護法人和衷会	大阪府北区山崎町5番10号	令和8年1月1日から 令和13年3月1日まで	